

自治基本条例でまちづくりを進めています

問い合わせ先 企画課 政策企画班（合志庁舎）
 〒861-1195 合志市竹迫2140
 ☎(248)1813 FAX(248)1196
 Eメール kikaku@city.koshi.jp

市では、まちづくりを進めるための基本的なルールとして「合志市自治基本条例」を制定し、市民参画および協働によるまちづくりを進めています。

自治基本条例とは

自治基本条例には、まちづくりの基本となる考え方や、市民・議会・行政それぞれの責務・権利や役割を定め、それぞれの責務と役割を果たしながら、まちづくりへの取り組みを進めることを定めています。

条例は第1章から第7章で構成されており、全33条の条文があります。

- 第1章 総則
- 第2章 市民の責務及び権利
- 第3章 市議会の役割及び責務
- 第4章 市の執行機関の責務
- 第5章 市政の運営
- 第6章 参画及び協働によるまちづくり
- 第7章 国及び他の地方公共団体等との連携

キャッチフレーズ募集



今回、市民の皆さんが「自治基本条例」を身近に感じていただくための「キャッチフレーズ」を募集します。

応募方法

住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、企画課まで直接持参、郵送、FAXまたはEメールで提出してください。様式は問いません。

募集期限

7月31日（水）
 ※応募者の中から、抽選で5人に、レターバス無料乗車券5回分を差し上げます。

市役所直行便ボックスを設置します

市が運行しているコミュニティバスの一つであるレターバスに、市役所直行便ボックスを設置します。

直行便ボックスとは？

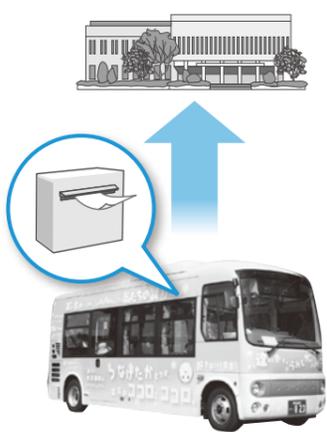
市役所へ提出するものを、レターバスを利用して届けるというものです。直行便ボックスはバス車内前方（運転席後ろ）に設置します。

何を選ぶの？

市政への提案と市からお願いする各種アンケートの回収が対象となります。

いつでも利用できるの？

レターバス（右回り、左回りの2台）に設置しますので、バスが運行している時間はいつでも利用できます。投函のみの利用もできます。



あなたのまちに出向きます

自治基本条例について、皆さんの会合や集会などで説明します。気軽にお申し込みください。

- 内容 条例の内容や具体的取り組み・まちづくりなど。
- 時間 30分程度を基本としますが、ご要望に応じます。

消費生活センターです

エステをやめたい
 相談事例 エステで、有効期間1年、30回の痩身コースを契約して、24万円支払った。翌日、職場異動で仕事が忙しくなりサロンに通う時間が無い。やめることができるか。

契約前に概要書面を受け取りコース内容や料金などの説明を確認しましょう。契約の際は、契約書面を受け取り必ず保管してください。契約した日から8日間はクーリング・オフができます。サロンに向いて契約をした場合も対象になります。現金払いの場合は、エステ会社に通知し、クレジット契約をしている場合は、クレジット会社とエステ会社に通知します。

消費生活センター（合志庁舎）
 ☎(248)5442
 平日 午前10時～午後4時

雨水を有効活用しよう 雨水タンク設置費補助金

市では、雨水の有効利用による地下水の保全のため、雨水タンクを設置する人に設置費用の一部を補助します。雨水タンクに溜めた雨水は、庭木の散水、洗車、打ち水などに利用でき、水道代の節約にも役立ちます。

助成対象

- ・雨水タンク（雨水貯留槽）などの名称で一般に販売している専用製品であること。
- ・有効貯水量が50リットル以上であること。
- ・1世帯および1事業所につき1基まで。

助成金額

- ・容積200リットル以上の場合 上限35,000円
- ・容積200リットル未満の場合 上限24,000円
- ※補助金額の1,000円未満は切り捨てです。

申し込み・問い合わせ先
 環境衛生課（合志庁舎）
 ☎(248)1202

あなたも登録しませんか 登録調査員募集

国が実施する統計調査に従事する統計調査員の登録（登録調査員）を随時募集しています。

統計調査員の仕事

- ①事務打ち合わせ会（説明会）への出席、調査内容の理解
- ②担当調査区の範囲と調査対象の確認
- ③記入依頼・調査票の配布（記入の方の説明）
- ④記入された調査票の回収
- ⑤集めた調査票の審査・整理
- ⑥調査票など調査関係書類の提出

登録要件

- ・市内での調査活動が可能な、原則満20歳以上65歳以下の健康な人。
- ・責任を持って調査事務を遂行できる人。
- ・調査により知り得た秘密を守れる人。
- ・警察、税務、興信所などの業務に従事しておらず、選挙に直接関係のない人。
- ・その他、調査活動に支障のない人。

平成25年度実施予定の主な統計調査

統計調査名	調査期日	対象
労働力調査	毎月末日 (12月を除く)	一部の世帯とその世帯員
住宅・土地統計調査	10月1日現在	一部の世帯とその世帯員
工業統計調査	12月31日現在	全事業所 (製造業)

※各統計調査の詳細は、総務省・経済産業省のホームページなどをご覧ください。